

生駒市規則第 1 1 号

生駒市職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 3 1 年 3 月 2 9 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

生駒市職員の職の設置に関する規則（昭和 5 6 年 7 月生駒市規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の表中「係長、主任保育士」を「主幹保育士、係長」に改める。

附 則

この規則は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。